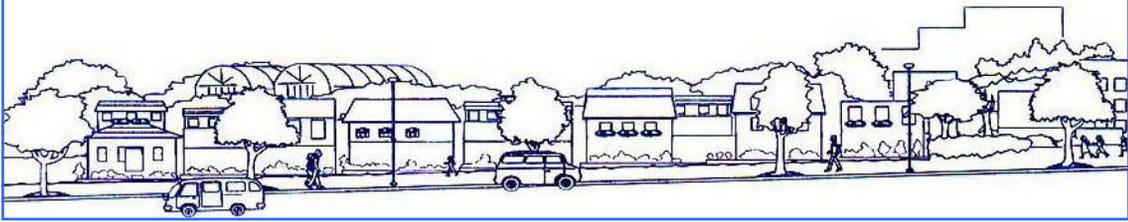


江戸川沿川 篠崎公園地区



NO.22

2010/8/6

江戸川区土木部

沿川まちづくり課

推進 第二係

TEL 5664-2616



これまでいただいたご質問を紹介させていただきます

質問) すぐに、土地・建物評価の査定が出ると聞いたので、移転先の物件を契約したいのですが？

回答) すぐには、補償額をご提示できません。皆様の大切な財産の調査には、時間がかかります。

現在お住まいの建物は、みなさんそれぞれ違いますので、すぐに概算の金額をお知らせすることもいたしません。

土地の測量は、専門業者に区から委託して行います。隣地の方の立会をお願いすることになります。

建物調査についても、登記の確認をした上で、専門業者に委託をして、職員と委託業者が建物内部及び外まわりを見させていただき、図面等を作成し、算定していきます。

土地、建物の専門業者は競争入札を経て決定されますので、お申し込みをされてから実際の調査まではお時間がかかります。調査をさせていただいた後、算定業務に入ります。

また、今現在、査定のお申し込みを複数の方からいただいています。順番に行うので、建物の規模にもよりますが、現在お申し出ただいてから、おおむね、8か月ほどの期間がかかります。ご了承ください。

※補償額が提示された後、移転先の物件をお探しいただくようお願いいたします。

質問) 補償額に納得したら、すぐ契約してお金をもらえますか？

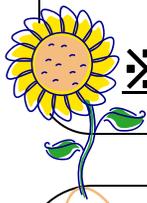
回答) 契約には、財産価格審議会に諮問し回答を得られないと契約できません。

この会で、区で土地を購入するにあたり、土地代金が妥当のものが審議されます。時期は不定期ですが、約2ヶ月に1回行われます。

財産価格審議会答申後、契約をすることができます。土地の名義が江戸川区に変更された後、土地代金全額と建物等移転補償金の8割をお支払いいたします。

建物等移転補償金の残金2割は建物除却完了後にお支払いいたします。建物の除却ですが、土地代金等のお支払後、移転先(土地)の契約をして建築をしていただき、引越し解体という流れになりますので、契約日から約10ヶ月後の期日が除却完了日となります。

また、現在お持ちの土地に抵当権が設定されている場合は、抵当権者との協議等が必要となってまいりますので、財産価格審議会答申後すぐに契約できない場合もございますので、ご了承ください。



お盆期間中の夜間窓口を お休みさせていただきます

**8月11日(水)・18日(水)の夜間窓口は、お休みさせていただきます。
午後5時までは職員がおります。ご了承ください。**

※仕事等の都合上、この日の夜間でのご相談をご希望される場合は、平日の午後5時までに事前にお電話をいただければ、職員がお待ちしております。
また、他の日の夜間や休日等をご希望の方も、おそれいりますが事前に地区事務所へお電話をお願いします。

※ご希望であれば、ご自宅にうかがうこともできますので、お申し出ください。

まちづくり事務所案内



住所：江戸川区北篠崎2丁目26番7号

<連絡・問い合わせ先>

えんせん
**沿川まちづくり課推進第二係
篠崎地区まちづくり事務所**

TEL 5664-2616

※お電話は平日午前8時30分から午後5時までの間にお願いします。
(8月11日18日を除く水曜日の平日は午前8時30分から午後9時まで)
【URL】 http://www.city.edogawa.tokyo.jp/sec_ensen/index.html

